

# 1. 受検資格と提出書類等

2級建築施工管理技術検定は、下表(■【新規受験申込者】)の受検資格と提出書類等の区分イ・ロのいずれかに該当した者が受験できます。受験申請書 **A** 票・実務経験証明書 **B** 票、及び添付書類を提出してください。

※【再受験申込者】は、11ページをご覧ください。

## ■【新規受験申込者】の受検資格と提出書類等

区分	学歴または資格	建築施工管理に関する実務経験年数		新規受験申込者の提出書類		
		指定学科	指定学科以外	受検資格に応じて提出する書類	受検資格に関わらず全員が提出する書類	
イ	大学 専門学校の「高度専門士」	卒業後 1年以上の 実務経験を有する者	卒業後 1年6ヶ月以上の 実務経験を有する者	<b>卒業証明書(原本)を提出してください。</b> <b>(卒業式でもらう卒業証書の原本不可、コピーも不可)</b> ・詳細はP12を参照してください。 高度専門士・専門士の場合は、卒業証明書に加えて、その称号が付与されていることを確認できる書類も提出してください。なお、卒業証明書に高度専門士または専門士の記載があれば、卒業証明書だけでかまいません。 高度専門士・専門士については、卒業校にお問い合わせください。	<b>受験申請書 (A 票)</b> ・記入例P14~15を参照してください。  <b>実務経験証明書 (B 票)</b> ・ <b>すべてをきちんと作成してください。</b> ・P6~10を確認し、記入例P16~19を参照してください。 <b>B 票が最も重要な書類です。</b> <b>受検資格の有無は B 票で判断します。</b>	
	短期大学 5年制高等専門学校 専門学校の「専門士」	卒業後 2年以上の 実務経験を有する者	卒業後 3年以上の 実務経験を有する者			
	高等学校 専門学校の専門課程	卒業後 3年以上の 実務経験を有する者	卒業後 4年6ヶ月以上の 実務経験を有する者			
	その他(最終学歴を問わず)	8年以上の実務経験を有する者		(実務経験が8年以上ある時) 卒業証明書は不要		
ロ	<b>技能士</b> 職業能力開発促進法による 技能検定合格者  《注》技能士の資格では、受検種別「建築」は受験できません。	この区分に該当すると、 <b>受検種別「躯体」</b> が受験できます。	合格年度と級別 平成15年度以前に 右の検定職種に合格した者	実務経験年数 は問いません	<b>検定職種</b>  注：〔 〕内は選択科目 ・鉄工〔構造物鉄工作業〕 ・とび ・ブロック建築 ・型枠施工 ・鉄筋組立て ・鉄筋施工〔鉄筋組立て作業〕 ・コンクリート圧送施工 ・エーエルシーパネル施工  注：〔 〕内は選択科目 ・建築板金〔内外装板金作業〕 ・石材施工〔石張り作業〕 ・土工〔石張り作業〕 ・建築大工 ・左官 ・タイル張り ・畳製作 ・防水施工 ・内装仕上げ施工 ・プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、 鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業 ・床仕上げ施工 ・天井仕上げ施工 ・スレート施工 ・熱絶縁施工 ・カーテンウォール施工	<b>技能検定合格証書(写)</b>
			平成16年度以降に1級の 右の検定職種に合格した者 (単一等級エーエルシーパネル施工を含む)			
			平成16年度以降に2級の 右の検定職種に合格した者	実務経験年数 は問いません		
		この区分に該当すると、 <b>受検種別「仕上げ」</b> が受験できます。	平成15年度以前に 右の検定職種に合格した者	実務経験年数 は問いません		
			平成16年度以降に1級の 右の検定職種に合格した者 (単一等級れんが積みを含む)			
			平成16年度以降に2級の 右の検定職種に合格した者			

## 注意事項

**注1** 指定学科については、29ページ以降をご覧ください。

**注2** 実務経験年数等について

- ・詳細は、6~9ページをご覧ください。同記入例は、16~19ページをご覧ください。
- ・**受検資格上の内容を確認するために当方が指定する書類を、後日、追加提出していただく場合があります。**
- ・**夜間部(第二部)卒業者の実務経験年数については、10ページをご覧ください。**
- ・大学院修了の方の実務経験年数は、修了年月日以降の経験年数を計算してください。
- ・中等教育学校(中高一貫教育6年間)卒業者は、高校卒となります。

**注3** その他

- ・日本国外の学校を卒業した方は、10ページをご覧ください。
- ・**卒業証明書及び資格証明書に記載されている氏名が現在と異なる場合は、戸籍抄本を添付してください。**
- ・大学から「飛び入学」により大学院へ進学した場合には、受検資格について個々に審査を受け、国土交通大臣の認定を受ける必要があります。
- ・高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定を含む)の合格者は、高等学校の指定学科以外の卒業と同等となります。(合格証明書(原本)を添付してください。)
- ・学科試験免除の有資格者であっても、申込み後では、学科・実地試験から実地試験のみには変更できません。
- ・すでに2級建築施工管理技士の資格を取得済みの方は、再度の受験(同一種別)申し込みはできません。

## ■ 学歴が指定学科に該当しているかを確認する

ご自分の卒業した学科が、指定学科に該当しているかどうかを次の手順で確認してください。

### Ⅰ 大学 短期大学 5年制高等専門学校 高等学校

- ① P30【表1】を確認→卒業した学科が【表1】にあれば指定学科です。
- 【表1】に無かった
- ② P30～43【表2】を確認→卒業した学校・学科が【表2】にあれば指定学科です。
- 【表2】にも無かった
- ③ 卒業した学科は指定学科以外です。

①～③のいずれかに該当する方は、学歴を確認するために受検申請書類に  
**卒業証明書（原本）**を添付してください。

### Ⅱ 5年制高等専門学校の専攻科

- ① P44【表3】[短大・高等専門学校(5年制)]を確認。  
→卒業した学校・学科、専攻科が【表3】の記載と一致していれば、大学の指定学科として取り扱います。
- 【表3】に無かった
- ①に該当する方は、学歴を確認するために受検申請書類に  
**・高等専門学校の卒業証明書（原本）**  
**・専攻科の修了証明書（原本）**の両方を添付してください。
- ② 5年制高等専門学校の学歴で判定します。Iの方法で確認してください。

### Ⅲ 高等学校の専攻科

- ① P45【表4】[高等学校]を確認。  
→卒業した学校・専攻科が【表4】にあれば短期大学の指定学科として取り扱います。
- 【表4】に無かった
- ①に該当する方は、学歴を確認するために受検申請書類に  
**高等学校専攻科の修了証明書（原本）**を添付してください。
- ② 高等学校の学歴で判定します。Iの方法で確認してください。

指定学科の表中に“(※履修条件有り)”と付記されている学校・学科については、履修条件を満たしている場合に限り指定学科として取り扱います。この場合は、卒業証明書と一緒に成績証明書または履修証明書を添付していただく必要があります。履修条件については、本財団ホームページにてご確認ください。<http://www.fcip-shiken.jp/>

#### 卒業証明書とは

卒業したことの証明が必要になったときに、その都度、卒業校に依頼して発行してもらおう書類のことです。卒業式でもらう卒業証書とは別の書類です。(修了証明書も同様です。)

## Ⅳ 専門学校

- ① P45【表3】[各種学校]、P46～50【表5】、P51【表6】を確認。  
→卒業した学校・学科が表の中にあれば指定学科です。  
【表3】と一致すれば大学の指定学科  
【表5】と一致すれば短期大学の指定学科  
【表6】と一致すれば高等学校の指定学科 } として取り扱います。
- 【表3】【表5】  
【表6】に無かった
- ①に該当する方は、学歴を確認するために受検申請書類に  
**専門学校の卒業証明書（原本）**を添付してください。
- ② 卒業した学科が、「高度専門士」または「専門士」の称号が付与される学科だった場合は、次のように取り扱います。  
→卒業した学科がP30【表1】の中にあれば指定学科です。  
高度専門士は大学の指定学科 } として取り扱います。  
専門士は短期大学の指定学科 }  
→卒業した学科がP30【表1】の中に無ければ指定学科以外です。  
高度専門士は大学の指定学科以外 } として取り扱います。  
専門士は短期大学の指定学科以外 }
- 高度専門士・  
専門士  
ではない
- ②に該当する方は、学歴を確認するために受検申請書類に  
**・専門学校の卒業証明書（原本）**  
**・「高度専門士」または「専門士」の称号が付与されていることを確認できる書類(※)**の両方を添付してください。
- ※卒業証明書に「高度専門士」または「専門士」の記載があれば卒業証明書だけでかまいません。もし記載されていない場合は、卒業校に問い合わせる高度専門士・専門士の称号を確認できる証明書の発行を依頼してください(高度専門士・専門士については、卒業校にお問い合わせください)。
- ③ 卒業した学科が専門課程だった場合は、次のように取り扱います。  
卒業した学科がP30【表1】にあれば高等学校の指定学科  
卒業した学科がP30【表1】になければ高等学校の指定学科以外 } として取り扱います。
- ①～③の  
どれにも  
該当しない
- ③に該当する方は、学歴を確認するために受検申請書類に  
**専門学校の卒業証明書（原本）**を添付してください。
- ④ 次のVの項目で確認してください。

## Ⅴ I～Ⅳのどれにも該当しない学校

- ① P45【表3】[その他]、P45～46【表4】[その他]を確認。  
→卒業した学科が表の中にあれば指定学科です。  
【表3】と一致すれば大学の指定学科  
【表4】と一致すれば短期大学の指定学科 } として取り扱います。
- 【表3】【表4】  
に無かった
- ①に該当する方は、学歴を確認するために受検申請書類に  
**卒業証明書（原本）**を添付してください。
- ② それ以前の学歴でI～Ⅳのどれに該当するかを確認してください。